

こ青第 4091 号
令和 2 年 2 月 28 日

関係小学校長様

こども青少年局企画部青少年課
放課後事業担当課長

新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業時の児童の
受け入れの連携について（補足）

本日、標題の通知文（こ青第 4081 号）を送付いたしましたが、本件に係る問い合わせが非常に多いことから、次のとおり補足いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

1 いきいきの活動休止期間について

令和 2 年 2 月 29 日（土）～令和 2 年 3 月 **14 日（土）** まで

- ・学校園の臨時休業措置は令和 2 年 2 月 29 日（土）～令和 2 年 3 月 13 日（金） です。
- ・各校ホームページ等で、いきいきの活動休止期間についてご記載頂いている場合など、特にご注意ください。

2 いきいき活動について

上記の期間については学校休業と同様、いきいきも**活動休止**となります。

3 上記期間中のいきいきの位置づけについて

2 月 27 日付「新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について（教委校（小）第 53 号）」2-⑥及び 2 月 28 日付「新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業中の各学校園の対応について」のとおり、各学校園において、“真にやむを得ない場合”と判断され、各学校において受け入れを行う児童については、教育委員会からの要請により、いきいきにおいても通常の放課後における活動時間において学校のサポートを行うこととしております。

あくまで、**いきいき活動は休止**ですので、対外的に誤った通知を行わないようご注意ください。

4 学校において受け入れた児童のいきいきへの引き継ぎについて

いきいきでは、当該児童が帰宅する時間やお迎えの有無等を確認し、児童の帰宅及び保護者への引継ぎを行っています。児童の安全確保の観点から、いきいき運営指導員とご相談いただき、別添の「学校休業中の受け入れ児童名簿」をご活用いただく等により、**確実な連携**をお願いいたします。